

秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用

秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、営繕工事の運用を定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条（1）①の「月曜日から日曜日」は「土曜日から金曜日」に読み替える。
- 2 「完全週休2日（土日）」の達成について、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- 3 要綱第2条（3）の「別に定める期間」は、次の①から④までの期間とする。
 - ① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ② 工事全体を一時中止している期間
 - ③ 施工計画書で定めた年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間
 - ④ 余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間
- 4 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所（現場休息）の確認方法

監督職員は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出させるものとする。
- 2 その他留意事項
 - ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
 - ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
 - ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
 - ・ 週休2日の取組み状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 要綱第4条第1項の「別に定める工事」は、工程上の制約等の事情により週休2日制工事に適さないと判断した工事とする。
- 2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合、発注工事毎に休日等が異なることは支障ない。
- 3 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」は、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。
- 4 要綱第4条第3項の「発注方式」は、完全週休2日（土日）工事を基本とする。ただし、完全週休2日（土日）工事による発注が困難と認められる場合については、月単位の週休2日工事とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

- 5 発注者は、特記仕様書に週休2日制工事であることを明示するものとし、別紙1のとおり記載する。

要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 工事成績評定の加点方法については、考査項目「4. 工事特性」細別「施工現場での対応」評価対象項目「施工状況（条件）に対応した施工・工法等」－「その他（理由：完全週休2日（土日）の達成（例：評価項目①、②、③））」に加点するものとする。なお、減点方法は要綱に定めるとおりとする。
- 3 要綱第3条第1項に基づき、休日作業日及び振替休日を監督職員に届け出ている場合、当該振替休日の設定により、施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保をおこなっているものとして、要綱第5条第1項【完全週休2日（土日）評価対象項目】②及び③の評価を行う。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

- 1 要綱第7条第1項の「積算方法」は、①及び②による。なお、労務費及び現場管理費の補正に用いる係数は次表のとおりとする。

	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日	完全週休2日(土日)
労務費	補正なし	1.02	
現場管理費		補正なし	1.01

① 完全週休2日(土日)工事

「完全週休2日(土日)」を達成した場合の補正係数を労務費及び現場管理費に乗じて、予定価格のもととなる工事費を積算する。

なお、現場閉所(現場休息)の達成状況が「完全週休2日(土日)」に満たない場合は、補正係数を月単位の週休2日に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を月単位の週休2日に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

② 月単位の週休2日工事

「月単位の週休2日」を達成した場合の補正係数を労務費に乗じて、予定価格のもととなる工事費を積算する。

なお、現場閉所(現場休息)の達成状況が「月単位の週休2日」に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を除した変更を行うものとする。

2 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は別紙参考による。

要綱第8条関係(その他)

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、週休2日を考慮した施工計画書及び実施工程表を受注者に提出させるものとする。
- 3 参考様式(別紙2)については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則（令和３年３月１１日 営－３９２）

- １ この運用は、令和３年４月１日から施行する。
- ２ この運用による規定は、令和３年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和３年９月１５日 営－１２７）

- １ この運用は、令和３年１０月１日から施行する。
- ２ この運用による規定は、令和３年１０月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和４年３月１４日 営－４０６）

- １ この運用は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ この運用による規定は、令和４年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和４年３月２４日 営－４２５）

- １ この運用は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ この運用による規定は、令和４年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和４年９月１日 営－４４１）

- １ この運用は、令和４年９月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２４日 営－９９２）

- １ この運用は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ この運用による規定は、令和５年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和６年８月２６日 営－４０９）

- １ この運用は、令和６年１０月１日から施行する。
- ２ この運用による規定は、令和６年１０月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則（令和７年１０月１４日 営－５１９）

- １ この運用は、令和７年１１月１日から施行する。
- ２ この運用による規定は、令和７年１１月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

【参考】

単価の補正方法について

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下に定めるもののほか、「秋田県営繕工事単価決定要領」の定めるところによる。

なお、週休2日制工事用標準単価は、以下に定める補正が考慮された単価となっている。

また、見積単価は補正係数による補正の対象外とするため、見積徴取の際は週休2日を条件に付すこと。

(1)「複合単価」の補正方法

複合単価の労務単価は、秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用に定める週休2日の達成状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導員の労務単価についても同様に補正する。

(2)「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、表A、表E及び表Mの補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）表A、表E及び表Mの「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A、表E及び表Mの改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A、表E及び表Mの補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

刊行物の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

刊行物の掲載価格 × 改修補正率

表A 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	完全週休2日（土日） 月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	刊行物	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	刊行物	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	刊行物	1.02	1.02
既製コンクリート	刊行物	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	刊行物	1.01	1.01
石工事	刊行物	1.01	1.01
タイル工事	刊行物	1.01	1.01
木工事	刊行物	1.01	1.01
屋根及びとい	刊行物	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	刊行物	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16

左官工事	刊行物	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シリック）	市場単価	1.02	1.16
建具	刊行物	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	刊行物	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	刊行物	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	刊行物	1.01	1.01
ユニットその他	刊行物	1.01	1.01
排水工事	刊行物	1.01	1.01
舗装工事	刊行物	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	刊行物	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「刊行物」：刊行物の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日（土日） 月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ホックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ホックス及び 位置ホックス用ホソディック	1.01	1.18
	プルホックス	1.01	1.13
	プルホックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14

	防火区画貫通処理 金属 管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工 事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、 銅覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日(土日) 月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャージャー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ホック、制気口、 チャージャー等の取付手間の み	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22